

霧島焼酎ギフト券・うまいものはうまいギフト券 利用終了及び払戻し期間のお知らせ

平素からご愛顧頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、早速ではございますが、霧島酒造(株)では「霧島焼酎ギフト券・うまいものはうまいギフト券」について、資金決済に関する法律第20条第1項及び前払式支払手段に関する内閣府令第41条の規定に基づき、払戻しを行います。

お手数ではございますが、未使用の「霧島焼酎ギフト券・うまいものはうまいギフト券」をお持ちのお客様は、①期間内にご利用いただくか②払戻し期間内にお申出いただきますようお願い致します。



(1) 利用可能期間

霧島焼酎ギフト券・うまいものはうまいギフト券をご利用できるのは、平成26年12月30日までとなります。

●宮崎県内のお酒屋さんでご利用ください。(県外のお酒屋さんでの引換えはできません。)

(2) 資金決済に関する法律に基づく払戻し期間

平成27年1月13日～平成27年3月31日(※当日必着)

払戻し方法

【持参いただく場合】

宮崎県都城市下川東4丁目28-1 霧島酒造株式会社/管理本部にご持参ください。
ギフト券番号を照合のうえ平成6年5月1日の希望小売価格に基づき、払戻し致します。

【郵送で払戻し請求の場合】

「未使用のギフト券」及び「住所、氏名、電話番号(日中連絡可能な電話番号)、振込先金融機関、支店名、預金種目、口座名義人」を明記した所定の申出書を同封して 宮崎県都城市下川東4丁目28-1 霧島酒造株式会社/管理本部まで簡易書留にて郵送をお願い致します。

※所定の申出用紙は、当社ホームページからダウンロードできます。 <http://www.kirishima.co.jp/>

ダウンロードできない場合は、問い合わせください。

なお、ご郵送にて請求いただいた場合は、ご負担いただいた郵送料及び振込手数料は当社が負担しご指定の口座に振込させていただきます。

(3) 払戻しができない場合

1. 使用済の場合
(使用済のギフト券は左上角部分を三角に切り取っています)
2. 偽造または変造されている場合
3. 破損により裏面に記載している番号照合が出来ない場合
4. ギフト券の3分の1以上が滅失している場合
5. その他お申し出内容に不備がある場合

(4) 期間外のお取り扱いについて

払戻しお申出期間内にお申し出がない場合は、当該払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

(5) 本件に関する問い合わせ先

お客様相談室

電話：0986-22-8066

受付時間：月～金 9:00～17:00

(土日、祝日、年末年始休業を除く)



霧島酒造株式会社

〒885-8588 宮崎県都城市下川東4丁目28-1